

各 位

令和4年4月 吉日

中野区剣道連盟

令和4年度中野区春季剣道大会要項

《主 催》 一般社団法人 中野区体育協会

《主 管》 中野区剣道連盟

《後 援》 中野区剣道連盟後援会

《日 時》 令和4年6月5日（日）午前8時30分開場

《会 場》 住所：〒165-0026 東京都中野区新井3-37-78 電話：03-5860-0024

中野区立中野体育館：**キリンレモンスポーツセンター**

アクセス方法 ①西武新宿線沼袋駅南口から徒歩5分 ②京王バス 中91系統 中野駅北口5番のりば発
(土日祝日運行) 中野区立総合体育館行→「中野区立総合体育館」バス停下車徒歩1分

《種 目》 団体戦トーナメント試合

午 前 の 部 大会(検温)受付開始8:30～ (小中学生の部は混合チーム可)

(1) 小学生低学年の部 3名1チーム 参加費1チーム 5,400円

注: 小学生低学年の部は小学3年以下とする

(2) 小学生の部 3名1チーム 参加費1チーム 5,400円

(3) 男子中学生の部 3名1チーム 参加費1チーム 5,400円

(4) 女子中学生の部 3名1チーム 参加費1チーム 5,400円

午 後 の 部 大会(検温)受付開始13:00～ (高校生の部一般男子女子部は混合チーム可)

(5) 男子高校生の部 3名1チーム 参加費1チーム 5,400円

(6) 女子高校生の部 3名1チーム 参加費1チーム 5,400円

(7) 女子一般の部 3名1チーム 参加費1チーム 5,400円

(8) 男子一般の部 3名1チーム 参加費1チーム 5,400円

注:今年度の大会は必ず観客席よりお願いいたします。(確認表提出) 密にならないようお座り下さい。**注:**キリンレモンスポーツセンターアリーナでの飲食は一切出来ません。**注:**試合は感染防止の為 上記のとおり午前の部・午後の部2部に分けて行ますのでご理解ご協力をお願い致します。

注:①紅白の各タスキは団体で用意して下さい注:②審判員は各自審判旗を持参してください。

注③マスクガート使用する為通常の倍ぐらいの水分補給を準備して下さい

注:今回は審判会議をアリーナで行いますので開会式前の面をつけてのアップは禁止致します。

《資格》 中野区内在住、在勤、在学者及び中野区剣道連盟登録会員

《審判員》 紺色ブレザーにワイシャツとネクタイ・マスク着用（マスクは数枚持参すること）
役員・審判員は本部へ当日朝の検温報告確認票の提出をお願い致します。

《試合場係》 コロナ感染防止のため高校生に依頼出来ない為、

各団体の会員登録人数の割合で会場係員を数名依頼することになります。

◎各団体へ事務局より試合場係員の依頼状を出しますのでご協力をお願いします。

《申し込み》 申し込み人数及び参加費内訳、内訳兼領収書に必要事項を記入し

中野区春季剣道大会申込書と審判員・名簿は下記へ郵便またはメールでお願いいたします。

メールの場合 tetsu1993mey@yahoo.co.jp

郵送の場合 〒164-0013 中野区弥生町 5-16-22

中野剣道連盟事務局 浅野哲一 宛

①注：参加費内訳（入金確認表）は nakanokendo@chic.ocn.ne.jp

へ送信して下さい ②注：また申込後の返金は一切行いません。

《振込み先》、みずほ銀行 中野北口支店

普通口座：1333662 口座名義：中野区剣道連盟事務局

※ 必ず申し込み関係書類の控えをとっておいてください。

【大会当日注意事項】

注1 試合場へは選手と指導者以外の方は降りることはできません。

注2 各試合場での選手の呼び出しは行えませんので、特に小学生の部については各団体の指導者

先生方より選手への指示を徹底して下さい。 注3 大会当日は参加者各自で朝、自宅にて検温し

て各団体ごとに監督は確認表（朝の体温等記入）をまとめて試合前に本部事務局また保護者（応援）

で来館された方も必ず提出してください。 注4 体育館入場の際のアルコール消毒・及びトイレ

レなど行ったときは手洗い後のアルコール消毒を必ず行ってください。 注5 今回の大会での試合

中の鏝迫り合いは避けるよう、各団体の指導者先生方は指導を御願い致します。 注6 今回の審

判会議は会議室では行えません体育館 本部前へ9時10分に集合して下さい 注7 選手は、必ず

垂れに所属団体と姓を書いた名札をつけること所属団体名の帯を巻いたものは認めません。

※特例とし各団体へ新規会員となり名札が大会に間に合わない者は事前に理事長の許可を得た者は除く。(中野区民で個人エントリーされる方は姓を書いたゼッケン) **注8** 表彰式について今回は各部決勝が終わり、準備が出来た部より本部前で行います。**注9** 試合が終わった者・表彰式が終了した者は速やかに帰宅するよう指導して下さい。**注10** 選手は新型コロナウイルス感染防止の為 必ず面ガード(マスクガード) シールドの着用が義務付けですので当日忘れた方は参加出来ませんので忘れないようお願い致します。また試合終了後の移動も速やかに全員マスクを着用して移動して下さい。**注11** 観覧席は1席ずつ空けて下さい。

注12 体育館内は全員マスク着用です。**注13** 基礎疾患のある方は参加を控えて下さい。

審判員の推薦及び定年について

錬士六段以上で年齢は70歳未満(69歳)までとする。教士八段以上・連盟役員・連盟より指名された者(試合主任・補充審判員等)はその限りではない

審判員の推薦確認事項

(1) 東京都審判講習会・青年部審判講習会・ジュニア育成剣道大会及び講習会のいずれかに参加して、審判規則及び細則について研鑽し審判経験が豊富であると認められる者を各団体より 推薦する。

※第4条 審判員の心得(東京都剣道連盟審判員内規)

注: 全日本剣道連盟及び東京都剣道連盟の指導により

審判員は各自審判旗を持参してください。

※大会当日審判旗が無い方は(当日購入も出来ますので審判員名簿に購入に○を付けて下さい。

(1組1,200円)です。

1 審判員は試合者および観覧者に信頼される姿勢態度をとり常に審判能力の向上に努めなければならない

2 審判員は、次の点を特に留意しなければならない。

- 一 有効打突を正しく判断し、残心を十分見極めること
- 二 試合者双方の打突部位を確認できる位置に移動し、常に相互の連帯を保つこと
- 三 反則の見極めと、止めの宣告を適切にすること。
- 四 旗の表示を正確にすること

※第4条-2 不適格者について

一 試合場主任は不適格者と判断した場合は審判長へ当日中に報告すること、審判員育成のため当日中に審判長より直接本人伝える。

不適格者と判断された場合は原則として春季・秋季大会の審判員に委嘱しない。

※ただしその後ジュニア育成少年大会及び講習会・連盟講習会で審判能力に改善が認められた場合はその限りではない

二 試合場主任は必要な場合は各試合の合間（団体戦の場合は大将戦終了チーム全体の礼の終了後）に審判員を集めて第4条-2について指導を行う。

三 閉会式終了後審判員は審判長・（会長含む）当日の審判員の指導を受け解散とする。

【新型コロナウイルス感染症が収束までの暫定的審判要領について】

① 試合者は鏢迫り合いを避ける。 接触した瞬間の引き技及び体当たりからの技（発声を含む）を積極的に出す。

●鏢迫り合いになった瞬間、技が出ない場合には直ちに積極的に分かれる。試合者は主審の「分かれ」の宣告を待つのではなく試合者双方で分かれる努力をすることが重要である。

●『どうしても分かれることができないと判断した場合には主審は直ちに「分かれ」を宣告する』

【留意事項】

○直ちに「分かれ」を宣告する、とは特に秒数を設けないが、機械的にすぐに「分かれ」を宣告すると試合者は「分かれ」の宣告を待つことになり「分かれ」を多発することになる。 ※多発した場合は「止め」を宣告し試合者へ指導（注意）をすること。

○「分かれ」の宣告の際、審判員は先取りをして移動する。特に主審は先取りをしないと試合者の中央で「分かれ」を宣告することが困難になる。状況により「分かれ」の宣告が試合者の中央でできない場合もあるが、「始め」の宣告は必ず試合者の中央で行う。

② 試合者は、分かれる場合は主審の宣告による場合、試合者双方で分かれる場合のいずれかにかかわらず、剣先が完全に触れない位置まで互いにわかる。

③ 分かれる場合は剣先を開いたり、下げたりしない。

④ 分かれる場合は双方がバラバラに下がらない。例として日本剣道形の四本目（双方同じ気位でお互いこの

鎧を削るようにして、自然に相中段になる)を意識して分けられると緊張感が途切れることなく、試合が引き締まる。

⑤ 相互に分かれようとしている途中で技を出さない。

・この場合の打突は有効打突としない。・一方が分けられようとしている場合に追い込んで打突した場合や分けられようと思わせて打突する行為は(審判合議により)反則を適用する場合がある。

・分かれる途中で相手の竹刀を「叩いたり」「巻いたり」「裏交差」をした場合も同様で(審判合議により)反則を適用する場合がある。

⑥ 意図的な時間空費や防御姿勢(勝負の回避)による相手に接触するような行為は、規則第1条に則り、反則を適用する。

中野区剣道連盟大会等における個人情報保護法への対応及び

ビデオ撮影等について注意個人情報保護法への対応

本日連盟が主催する各種大会・審査会・指導者稽古会等への参加申込書等を通じ取得した各種個人情報については、個人情報保護の観点から適正に取扱うものとする。

(1) 取得した個人情報については、大会の参加資格審査・大会運営上必要なプログラム編成及び作成・大会会場のアナウンス・大会結果の掲載にかかわる、大会結果(記録)大会申込みとして申込書を提出した時点で、上記取扱いに関する承諾を得たものとして対応する。また各種大会運営関係者(役員・委員・審判員・会場係・関係機関・大会に関する契約をしている者等)については、上記取扱いに関する承諾を得たものとして対応する。

ビデオ撮影等について注意

1. 大会等の会場で個人利用の目的でビデオ撮影等を行うことは差支えないが不特定多数の者に公開若しくは頒布する目的で、これを行うことは禁止する。
2. 大会等の会場における撮影映像等及びこれらのデータについては、不特定多数の者に頒布したり、又はインターネット上やその他の方法でこれを公開して拡散させたりしないこと。